調達管理番号・案件名
26a00772_グアテマラ国学校給食事業実施強化プロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2026年10月26日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	4	第1章　6プロポーザル等の提出　(2)提出方法	見積書のファイル名の冒頭は24a00123ではなく26a00772_でしょうか。	24a00123は例として提示しているもので、プロポーザル作成時は応募する案件の調達管理番号に書き換えてください。
2	10	第2章 特記仕様書 備考8(p10)、活動2(p12)	備考欄にフォローアップツールは教育省が各県で、学校給食プログラム管理運営ガイドのプロセスをモニタリングする際に使用すると記載がありますが、活動3-3は県職員を対象としたフォローアップに関する研修と読み取れます。また、活動3-4では県職員がパイロット校でフォローアップを実施するとあります。フォローアップツールは1種類でしょうか、また対象者は県職員ではなく学校でしょうか。ご教示いただけますと幸いです。	フォローアップツールは1種類です。 教育省の県職員が学校の給食運営体制をフォローアップするために使用するツールを想定しています。
3	11	第2章 特記仕様書 活動1-5、2-4 (p11)	研修の実施回数について質問です。「2県で年1回ずつ合計2回行う想定」と記載がありますが、こちらはプロジェクト期間中に各県で2回(合計4回)ということでしょうか。もしくは2県で1回ずつ(合計2回)でしょうか。また、合計20~40人の参加者は、各回の参加者の数でしょうか。	プロジェクト期間中に、各県で2回(合計4回)の想定です。人数は各回20～40人ほどの参加を想定しています。
4	12	第2章 特記仕様書 活動2(p12)	別添1の案件概要表の成果3(p23)では、対象県における食育のフォローアップ体制が含まれております。一方で特記仕様書のご説明には食育の記載がありません。こちらのツールは「学校給食プログラム管理運営」と「食育」それぞれを作成するのでしょうか。学校給食プログラム管理運営のみでしょうか。	成果3にある通り、フォローアップツールは、食育及び学校給食実施のために作成することを想定しています。
5	13	(2)本邦研修・招へい	国内JICAセンターでの宿泊となると予想しますが、どのセンターで実施するか想定はございますか。	国内センターでの宿泊になりますが、具体的な開催地については、契約後にご相談させていただきます。
6	31	第3章 2業務実施上の条件 (5)対象国の便宜供与	「車両1台の傭上は事務所で行う」と記載がございますが、燃料費や保険料などはプロジェクトで傭上する必要があるでしょうか。	保険料はJICA事務所が負担しますが、燃料費や運転手、メンテナンス等に係る経費はプロジェクトの予算(受注者予算)から支出をお願いします。
7	31	(3)現地再委託	ベースライン／エンドライン調査にあたり、再委託は上限内で提案することは可能ですか。	ベースライン調査及びエンドライン調査については、原則として受注者による実施を想定しています。なお、契約履行上必要な場合は、上限額の範囲内でローカルコンサルタント等の活用を認めます。
8	31	(5)対象国の便宜供与	「車両1台の傭上は事務所で行う(ただし運転手はコンサルタント側で傭上)」とありますが、この車両は使用の都度レンタカーを利用するという意味でしょうか。プロジェクト専用車として事務所で調達し、運転手を含む管理はプロジェクトが行うという意味でしょうか。	後者です。 プロジェクト専用車として事務所で調達し、受注者に貸与します。運転手を含む管理はプロジェクトが行う想定です。 ただし、事務所調達を進めているところですが、一定程度時間がかかる想定のため、業務開始直後の3か月程度のレンタカー代を一般業務費として積算お願いいたします。

9	31	(5)対象国の便宜供与	首都の教育省、地方プロジェクトサイトは2県ですが、各県で同時に車両が必要な場合もあり得ます。その場合は2台のレンタカー(運転手を含む)を利用するという理解で正しいでしょうか。	同時に車両が必要となる場合は、1台はプロジェクト車両、もう一台はレンタカーの使用を想定します。
10	31	第3章 プロポーザルの留意事項	(2)業務実施上の条件　(5)対象国の便宜供与 執務スペースは教育省と2つの県教育局の合計3カ所でご準備いただけるのでしょうか。	ご理解の通りです。
11	33	第3章 4 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について	研修開催費やセミナー開催費の金額に含まれる範囲に「参加者の出張旅費」とありますが、教育省職員については教育省が負担するものと考えて間違いないでしょうか。	教育省職員の出張旅費については教育省負担を想定しており、定額計上額には含まれていません。
12	33	第3章 4 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について	研修開催費やセミナー開催費の金額に含まれる範囲に記載のある「会場借上費」には、何が含まれるでしょうか。例えば軽食・飲料費用は会場借上費に含まれるでしょうか。	会場借上費には、会場の使用料に加えて、軽食・飲料費用も含みます。
13	33	(4)定額計上について	「TOTやカスケード研修実施にかかる研修開催費」は、活動1-5,1-6,2-4,2-5,3-3,3-4の全研修開催費用を本定額計上で実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	33	(4)定額計上について 1　TOTやカスケード研修実施にかかる研修開催費 2　知見共有セミナー開催費	金額に含まれる範囲には、『参加者の出張旅費(交通費、宿泊費等)、会場借上費』と記載されています。 上記以外に必要となると考えられる資料作成費/印刷費や、消耗品などの費用については、定額計上外とし、見積上限内で計上する必要がありますでしょうか？	ご理解の通りです。資料作成費/印刷費や、消耗品などの費用は定額計上額には含まれていないため、上限額の範囲内で計上してください。

以上